

釧路湿原のあゆみ

- | | |
|-----------------|--|
| 1858 年（安政 5 年） | 松浦武四郎が江戸幕府から蝦夷地調査を命じられ、釧路川を丸木舟で下り、釧路湿原を縦断。その記録「東西蝦夷山川地理取調日誌」には、「谷地多し」「川の両岸が茅原」などの湿原の情景が描写されている。 |
| 1885 年（明治 18 年） | 釧路湿原西側の下雪裡地区へ 27 戸が移住し、現在の鶴居村の始まりとなる。

釧路湿原東側の標茶地区に釧路集治監が開設される。塘路地区に熊牛村外四ヵ村の戸長役場が設けられ、現在の標茶町の開発が始まる。 |
| 1892 年（明治 25 年） | 釧路～標茶間の道路が全通する。 |
| 1918 年（大正 7 年） | 釧路川に合流していた阿寒川の流路を切り替え、阿寒新川（現在の仁々志別川～新釧路川の流路）として釧路川から分離。 |
| 1920 年（大正 9 年） | 釧路川、阿寒川が氾濫し大洪水となる。この洪水により阿寒川が大楽毛川へ転流し、仁々志別川～阿寒新川から分離したため、釧路川、仁々志別川、阿寒川の 3 水系となる。 |
| 1921 年（大正 10 年） | 前年の大洪水の復旧と水害防止のため、釧路川から分岐し太平洋へ注ぐ派川の掘削工事（新釧路川開削工事）が国により始まる。 |
| 1924 年（大正 13 年） | 釧路湿原キラコタン岬周辺（鶴居村）で、明治時代末に絶滅したと考えられていたタンチョウが十数羽確認される。 |
| 1925 年（大正 14 年） | 釧路湿原のキラコタン岬付近が国設「クッチャロ太禁猟区」となる。 |
| 1927 年（昭和 2 年） | 釧路湿原の東側に沿って、釧路から標茶まで国鉄（釧網線）が開通する（1931 年全通）。 |
| 1928 年（昭和 3 年） | 釧路市新富士～鶴居村中雪裡（28.8km）、下幌呂～上幌呂（15.4km）に殖民軌道馬力線が敷設される。

塘路漁業共同組合結成。塘路湖を中心にワカサギ、ウナギの養殖事業始まる。 |
| 1930 年（昭和 5 年） | 雪裡川の流路を、開削された新釧路川へ切り替え。下流（現在の旧雪裡川） |

は新釧路川の左岸堤防により分断される。

- | | |
|-----------------|--|
| 1931 年（昭和 6 年） | 釧路湿原内を通る釧路町岩保木に水門が完成し、太平洋に注ぐ「新釧路川（11.2km）」へ通水が行われる。

雪裡川に合流していた久著呂川を、直接釧路川へ切り替える新水路が完成。 |
| 1933 年（昭和 8 年） | 釧路港内への土砂流入防止のため岩保木水門が閉鎖され、旧釧路川（現在の釧路川）の下流部分が分断される。 |
| 1934 年（昭和 9 年） | 釧路右岸堤防（幌呂川右岸～新釧路川右岸）完成。 |
| 1935 年（昭和 10 年） | 釧路湿原のタンチョウとその湿原中央部の生息地「釧路丹頂鶴繁殖地（2700ha）」が国の天然記念物に指定される。

「釧路国丹頂鶴保護会」が結成される。 |
| 1949 年（昭和 24 年） | 釧路川中上流部（弟子屈町・標茶町）の改修工事が始まる。以降 1980 年代まで、沿川の洪水防止と、地下水位を低下させ土地利用を促進するため、捷水路・新水路による河川の直線化や、堤防の整備が各地域で行われる。 |
| 1950 年（昭和 25 年） | 阿寒町（現 釧路市阿寒町）の山崎定次郎氏が、釧路湿原につながる自分の畑に飛来するタンチョウを絶滅の危機から救おうと、給餌を始める。釧路湿原周辺での人工給餌の始まりといわれている。 |
| 1951 年（昭和 26 年） | 釧路市が国に釧路泥炭地（釧路湿原）の開発を陳情。

北海道開発庁（現 国土交通省北海道局）が「釧路泥炭地開発計画」を策定。 |
| 1952 年（昭和 27 年） | 「釧路丹頂鶴繁殖地」が「釧路のタンチョウ及びその繁殖地（2750ha）」に名称変更され、国の特別天然記念物に指定される。

北海道教育委員会による第 1 回「タンチョウ生息状況一斉調査」が行われ、33 羽を確認。

鶴居村立幌呂小学校の子供達が、村の畑で雪の中にうずくまっていたタンチョウに給餌を行い、餌付けに成功する。 |
| 1954 年（昭和 29 年） | 鶴居村立幌呂小学校がツルの保護活動により農林大臣賞表彰を受ける。 |

- 1955 年（昭和 30 年） 標茶町五十石の飯島一雄氏が、釧路湿原でガの新種「イイジマキリガ」発見。
- 1957 年（昭和 32 年） 標茶町五十石の飯島一雄氏が、釧路湿原で「エゾカオジロトンボ」を国内で初めて発見。
- 阿寒町立（現 釧路市立）阿寒中学校に、釧路湿原から町内に飛来するタンチョウを絶滅の危機から救おうと「ツルクラブ」が発足。
- 1958 年（昭和 33 年） 国が釧路泥炭地（湿原）で農地開発試験を始める。
- 阿寒町立（現 釧路市立）阿寒中学校がツルの保護・研究活動により北海道知事表彰される。
- 北海道学芸大学釧路分校（現 北海道教育大学釧路校）の田中瑞穂教授が、論文で釧路泥炭地を「釧路湿原」と呼び変えた。
- 釧路湿原のタンチョウの保護と増殖を目的に、釧路市鶴丘に「釧路市丹頂鶴自然公園」が開設される。最初に飼育された 5 羽のタンチョウを釧路湿原で捕獲したのは標茶町塘路の漁師・土佐藤蔵氏だった。
- 東釧路貝塚での発掘調査で、釧路市立郷土博物館（現 釧路市立博物館）学芸員の澤四郎氏らが、当時、縄文前期のものでは道内最古の推定 4000～5000 年前と推測される人骨を発見。先史時代から釧路湿原で人が暮らしていたことを実証した。
- 作家の原田康子氏が、旅行雑誌に紀行文「釧路湿原から阿寒への旅」を寄せ、全国に釧路湿原の名を広げた。
- 北海道学芸大学釧路分校（現 北海道教育大学釧路校）の田中瑞穂教授が、釧路湿原の植物を子供向けに解説する「こどものための東北海道の植物」を自費出版。釧路湿原の植生を市民に伝えた先駆けとなる。
- 1960 年（昭和 35 年） 岡崎由夫・北海道学芸大学釧路分校助教授（現 北海道教育大学釧路校名誉教授）が、泥炭が堆積する早さを「1 年に 1mm」、釧路湿原が海の後退により姿を現したのは「約 3000 年前」とわりだし、発表する。
- 釧路湿原の周辺で毛皮用アメリカミンクの養殖が始まる。
- 1961 年（昭和 36 年） 標茶町が町立自然公園として塘路公園を指定。

1963 年（昭和 38 年）	北海道開発庁（現 国土交通省北海道局）より「北海道未開発泥炭調査報告」刊行。 北海道開発庁（現 国土交通省北海道局）が「釧路原野農業開発基本計画」を発表。
1964 年（昭和 39 年）	阿寒町立阿寒中学校（現 釧路市立阿寒中学校）「ツルクラブ」が、釧路湿原のタンチョウの給餌をする姿がテレビで全国放映され、全国から同校に「タンチョウ保護に役立てて」と大量の餌や寄付金が寄せられる。
1965 年（昭和 40 年）	阿寒町タンチョウ鶴愛護会が発足。
1966 年（昭和 41 年）	鶴居村立下雪裡小学校（1974 年廃校）が、愛鳥週間にタンチョウの保護活動に対し北海道知事賞受賞。 久著呂川流域（鶴居村・標茶町）で、道の農地開発事業に伴う排水路・明渠の整備が始まる。以降 1980 年頃まで久著呂川や周辺河川の改修が進められた。
1967 年（昭和 42 年）	釧路湿原広里地区（釧路市）周辺で湿原火災。 釧路川が一級河川に指定される。 タンチョウが地域を定めない国の特別記念物に指定される。 国の特別天然記念物「釧路のタンチョウ及びその繁殖地（2750ha）」が、「釧路湿原(5021ha)」に名称変更され、天然記念物に指定される。
1968 年（昭和 43 年）	釧路管内の市町村等による釧路地方総合開発促進期成会設立。
1969 年（昭和 44 年）	釧路市が西港建設に着工。同時に、港の背後工業用地として釧路湿原内約 4700ha に「釧路工業地帯」の造成を計画。
1970 年（昭和 45 年）	釧路市丹頂鶴自然公園の高橋良治氏（現 同園名誉園長）が世界で初めてタンチョウの人工孵化に成功。
1971 年（昭和 46 年）	イランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」で「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（通称ラムサール条約）」が採択される（1975 年発効）。会議中、保護すべき世界の十数の湿地の一つに釧路湿原の名もあげられた。 釧路市が「釧路工業地帯」造成に向け、湿原南部 11 カ所でボーリング調査を始める。

釧路湿原にかかわる「自然保護についての懇話会」開催。

釧路市立郷土博物館（現 釧路市立博物館）が「釧路湿原総合調査団」を発足。
1974 年までの 4 カ年で地質、動植物、昆虫、水質、遺跡などを総合的に調査。

北海道自然保護協会釧路支部（現 釧路自然保護協会）発足。

1972 年（昭和 47 年）

田中角栄首相が著書「日本列島改造論」のひとつに釧路湿原の開発を掲げる。

釧路市の産婦人科医・札木照一郎氏が、北海道自然保護協会釧路支部に釧路湿原のラムサール条約登録を提案。

ニューヨーク動物学協会からの派遣で、ジョージ・アーチボルド氏（現 国際ツル財団理事長）が、札木照一郎らの協力により釧路湿原でタンチョウの調査を実施。湿原に営巣するタンチョウのほとんどが保護区域外に生息していることを発表し、保護区域拡大と湿原保護の必要性を訴えた。

標茶町五十石の飯島一雄氏が、釧路湿原でトンボの新種「イイジマルリボンヤンマ」を発見。

釧路市と釧路地方総合開発促進期成会が、市民シンポジウム「釧路湿原の開発と自然保護を考える」を開催。経済界代表と自然保護関係者が懇談。北海道自然保護協会釧路支部は、湿原周辺の約 40000ha を国定公園化し、丘陵地の広葉樹林の復元も行うことを提案。一方、釧路商工会議所は湿原内の約 3000ha への食品加工コンビナート建設構想を、釧路市農協（現 阿寒農協）は新規農地として湿原内の約 2500ha を開発するプランを掲げた。

釧路湿原近くに暮らす鶴居村住民が、湿原内でのヤチハンノキ林の拡大や土砂流入などの自然の変化を釧路湿原総合調査団に連絡する。

1973 年（昭和 48 年）

釧路地方総合開発促進期成会に設置された釧路湿原特別対策委員会が「釧路湿原の将来―開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見」をまとめる。前年の市民シンポジウムでの議論をふまえ、自然保護関係者、経済界、関係自治体との間で、釧路湿原の開発に「海岸線から 6km まで」と線引きが定められる。

1974 年（昭和 49 年）

国際植生学会が東京で開催され、エクスカージョンで釧路湿原を視察。湿原の特徴や重要性が指摘される。

1975 年（昭和 50 年）

釧路市立郷土博物館（現 釧路市立博物館）による釧路湿原総合調査報告書（B5 版 340 ページ）発行。後の釧路湿原のラムサール条約湿地登録、国立公園指定の重要な基礎資料となる。

北海道自然保護協会釧路支部が独立し、釧路自然保護協会発足。

釧路湿原シラルトロ湖畔に温泉湧出。

- | | |
|-----------------|---|
| 1978 年（昭和 53 年） | <p>釧路市立郷土博物館（現 釧路市立博物館）学芸員の新庄久志氏（現 釧路国際ウェットランドセンター主任技術委員）が釧路湿原のハンノキ林拡大にかかわる研究に着手。</p> <p>日米民間環境会議が東京で開催され、釧路市の札木照一郎氏が「釧路湿原の保護」について発表。</p> |
| 1979 年（昭和 54 年） | <p>釧路湿原内の天然記念物地域（5012ha）が「国設クッチャロ太鳥獣保護区」に設定され、うち 3833ha が特別保護地区に指定される。</p> |
| 1980 年（昭和 55 年） | <p>日本のラムサール条約加盟に伴い、釧路湿原中央部の鳥獣保護区（及び天然記念物地域）5012ha が、国際的に重要な湿地として国内で最初に登録される。</p> <p>治水と農地開発のため、標茶町茅沼地区を流れる釧路川のオソベツ川合流点から下流 5km に直線の新水路が作られ、暫定通水される（沼幌新水路事業。その後河道拡幅を行い、1984 年に完了）。</p> |
| 1981 年（昭和 56 年） | <p>釧路自然保護協会が、釧路湿原の「国立公園化構想」を提案。</p> <p>自然保護団体、経済界、流域自治体で構成する「釧路湿原対策特別委員会」が国立公園化に向けた議論を始める。湿原西部の鶴居村温根内南地区の保護と開発論議で、自然保護派と農地開発を打ち出した村が対立する。</p> |
| 1982 年（昭和 57 年） | <p>「釧路湿原対策特別委員会」で、懸案だった鶴居村温根内南地区を、国に申請すれば農地開発も可能な「第三種特別地域」として国立公園化を要望することで合意。</p> <p>当時世界野生生物基金総裁（現 名誉総裁）の英国エジンバラ公フィリップ殿下が 環境庁長官（現 環境省）と釧路湿原視察。</p> |
| 1983 年（昭和 58 年） | <p>環境庁（現 環境省）が「釧路湿原保全対策検討会」を設置。</p> |
| 1984 年（昭和 59 年） | <p>釧路市が市内北斗に釧路湿原展望台を建設。</p> <p>紙幣刷新に伴い、釧路市の写真家・林田恒夫氏撮影のタンチョウの写真が裏面にデザインされた新千円札が発行される。</p> |

1985 年（昭和 60 年）	釧路市から鶴居村にかけて釧路湿原の大規模な火災が発生し、湿原面積の約 1 割が被災。 鶴居村にタンチョウ鶴愛護会が発足。 国立公園化に向け、流域自治体と道、環境庁が「釧路湿原安全対策地元連絡会」を設立。
1987 年（昭和 62 年）	釧路湿原関係市町村連絡協議会が発足。
1987 年（昭和 62 年）	釧路湿原とその周辺丘陵約 27000ha が、全国で 28 番目の国立公園に指定される。湿原単独では第一号。 鶴居村に（財）日本野鳥の会の鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリが開設される。
1988 年（昭和 63 年）	釧路湿原関係市町村連絡協議会が「釧路湿原国立公園とその周辺地域の保護保全及び利用に関するマスタープラン」を作成。 ラムサール条約事務局（スイス）のダニエル・ネイビッド氏が釧路湿原を視察。当時の鰐淵俊之釧路市長がネイビッド氏に、条約締約国会議の開催地に名乗り出る意向を伝える。 トラストサルン釧路（現 NPO 法人）発足。釧路地域での保護地取得、植林等の湿原保護活動を始める。
1989 年（平成元年）	「ラムサール条約締約国会議誘致期成会」発足。 「ラムサール条約国内登録湿地関係市町村会議」が釧路市の呼びかけで設立され、第 1 回会議が同市で開かれる。現在のラムサール条約登録湿地関係市町村会議の前身。 釧路湿原のラムサール条約登録地が 7726ha に拡大される。 当時の鰐淵俊之釧路市長が、スイスのジュネーブで開かれたラムサール条約締約国会議で、1993 年の次回会議の釧路誘致を正式に表明。
1990 年（平成 2 年）	スイスのモントルーで開かれたラムサール条約締約国会議で、1993 年の第 5 回締約国会議の釧路開催が決定。 釧路川水系河川環境管理基本計画策定。

釧路湿原国立公園の特別地域のうち 9714ha が動力船等利用規制区域として指定される。

鶴居村温根内に釧路湿原国立公園温根内ビジターセンター、温根内地区湿原探勝遊歩道が開設される。

1993 年（平成 5 年） 釧路市北斗に環境庁（現 環境省）釧路湿原野生生物保護センターが開設される。

釧路市でラムサール条約締約国会議が開催。95 カ国が参加。約 1 万人の市民ボランティアが会議を支えた。

1994 年（平成 5 年） 釧路町細岡に釧路町細岡ビジターズラウンジが開設される。

釧路湿原で国際協力事業団（JICA、現 国際協力機構）による途上国を対象とした湿地保全に関する研修の実施（以後 2010 年現在まで毎年実施）。

東アジア・オーストラリア湿地・水鳥ワークショップが釧路市で開催される。

釧路地方で繁殖し、オーストラリアで越冬する渡り鳥・オオジシギについて、北海道釧路西高等学校（現在は北海道明輝高等学校に統合）の野外科学部が調査報告書を発行。この報告書がオーストラリア政府関係者を通じて同国に寄贈されたことを契機に、釧路湿原と厚岸湖・別寒辺牛湿原（厚岸町）、霧多布湿原（浜中町）の釧路管内のラムサール登録湿地と、オーストラリア南東部のニューサウスウェールズ州・ハンター地方にある「クーラガング湿地とその周辺湿地（2004 年の提携更新時よりハンター河口湿地に改称）」が、湿地の提携としては国内初の姉妹湿地提携を結ぶ。

1995 年（平成 7 年） ラムサール条約の理念に基づく湿地の保全と賢明な利用の推進と国際協力のため、国と地方自治体、教育機関等で組織する「釧路国際ウェットランドセンター」が設立される。

1996 年（平成 8 年） 北海道による「釧路湿原保全プラン」作成。

第 7 回国際湿原保全釧路会議（IMCG フィールドシンポジウム）が釧路市で開催される。

1997 年（平成 9 年） 釧路湿原関係市長村会議に環境庁（現 環境省）、北海道を加えた釧路湿原国立公園連絡協議会が設立される。「釧路湿原こどもレンジャー」を組織し、児童による湿原の保全活動や環境学習などを実施。

塘路湖エコミュージアムセンター「あるこっと」開設。

1998 年（平成 10 年）	「地域レベルの湿地保全活動に関する国際ワークショップ」開催。 アジア太平洋地域の途上国を対象とした、国連訓練調査研究所（UNITAR）の環境・生物多様性の保全に関する研修ワークショップが釧路市で開催され、釧路湿原の事例研究や視察などが行われた（2008 年までに 7 回開催）。
1999 年（平成 11 年）	釧路湿原のラムサール条約登録地が 7863ha に拡大される。 学識経験者や関係自治体などによる「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」設立。 豪州ポートステイブンス市長らによる姉妹湿地からの訪問団が釧路地域のラムサール登録湿地を視察。釧路側の関係者らと意見交換を行う。
2001 年（平成 13 年）	「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」が、釧路湿原の河川環境をラムサール条約登録当時（1980 年）の自然に戻すことを目標に掲げた「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」をまとめる。 河川法改正（1997 年）を受け、釧路川が「新釧路川」、旧釧路川が「釧路川」へ名称変更される。 釧路湿原北斗に北斗銃猟禁止区域が設定される。 国、北海道、釧路湿原周辺 5 市町村の実務担当者らによる釧路湿原保全のためのプロジェクトチーム「釧路湿原タスクフォース会議」発足。
2002 年（平成 14 年）	環境省に釧路湿原自然再生事業に関する実務会合発足。
2003 年（平成 15 年）	自然再生推進法の施行（2003 年）に基づき、釧路湿原自然再生協議会発足（設立時の構成員 105 名）。 釧路湿原道路（広域農道：釧路町遠矢～釧路市北斗）が開通。 釧路で開催された湿地に修復に関する市民フォーラムへ、豪州姉妹湿地の「クーラ GANG 湿地再生計画」専門家が参加。湿地の再生・修復について釧路地域の姉妹湿地を視察。 ラムサール条約釧路会議 10 周年記念事業に、姉妹湿地のウェットランドセンター・オーストラリア（現 ハンターウェットランズセンター）理事長が参加。今後の湿地保全と地域住民の参加について意見交換。

2004 年（平成 16 年）	釧路湿原自然再生協議会により「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン」が策定。 姉妹湿地提携の更新調印のため、当時の伊東良孝釧路市長らが豪州ニューカッスル市、ポートスティーブンス市を訪問。
2005 年（平成 17 年）	釧路湿原自然再生協議会により「釧路湿原自然再生全体構想」が策定される。 釧路湿原で活動する個人・団体のネットワーク形成と自然再生事業に関する普及啓発を目的に、釧路湿原自然再生普及行動計画ワーキンググループによる「ワンダ・グリーンダプロジェクト」開始。
2006 年（平成 18 年）	タンチョウ生息一斉調査で、道内のタンチョウの生息数が 1000 羽を超える。 国土交通省北海道開発局による釧路川水系河川整備基本方針の策定。釧路湿原自然再生事業として茅沼地区（標茶町）旧川復元実施計画、また土砂流入対策として雪裡・幌呂地域、南標茶地域、久著呂川を対象とした各実施計画が策定される。 環境省による釧路湿原達古武地域自然再生事業実施計画が策定。
2007 年（平成 19 年）	釧路湿原自然再生協議会の主催による最初の「釧路湿原自然再生シンポジウム」が開催され、約 200 名が参加。 林野庁北海道森林管理局による雷別地区自然再生事業実施計画が策定。
2010 年（平成 22 年）	釧路湿原再生事業として標茶町茅沼地区の釧路川の蛇行流路が再工事で復元され、30 年ぶりに通水。 釧路湿原がラムサール条約湿地に登録されてから 30 周年を迎え、自然観察会、市民調査、シンポジウム等各種の記念事業が行われる。

この「釧路湿原のあゆみ」は、北海道新聞釧路根室版連載企画「不毛の大地 母なる大地（2007 年 6 月～2008 年 10 月 全 58 回）」執筆者の佐竹直子記者のまとめによる年表をもとに、官公庁発行の郷土史、調査・事業報告書等の出版物、辻井達一（財）北海道環境財団理事長からの情報を参考に、釧路国際ウェットランドセンターが編集・作成しました。